

議会改革実行委員会日程

平成26年9月29日(月)

場 所 : 委員会室

1 【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について(資料1の(1))

2 【議長諮問事項2】意見交換会について(資料1の(2))・(資料2)

3 その他

午後 1 時 00 分 開会

(1)【議長諮問事項 1】委員会のインターネット中継について(資料 1)

【木村委員長】 まず資料 1 をもって、事務局から前回の説明をさせる。

【議事担当係長】 前回 8 月 18 日の討議結果の概要について説明する。

(1) 議長諮問事項 1、委員会のインターネット中継についてであるが、資料中にある協議事項 3 点のうち、1 点目と 3 点目については既に合意されており、2 点目の委員外議員の発言の制限について協議した。当日の確認事項として、2 点目は全会一致に至らなかったということ、そのほかについては、委員会中継は委員会終了まで行うということである。2 点目が合意に至らなかったことにより、新たな提案として「協議事項 2 点目を除き、1 点目と 3 点目の 2 点の合意をもって市側に投げかけを行ってはどうか」との提案があり、当日はこの提案について各会派へ持ち帰ることとなった。本日はこの提案についての協議をお願いするものである。

【木村委員長】 前回、この提案に対して持ち帰りとした新政クラブと公明党について意見を述べてほしい。

【吉澤委員】 公明党は 2 点目を含め、3 点で合意ができないと受け入れられない。

【二見委員】 新政クラブも公明党と同様である。

【木村委員長】 全会一致とならないため、議長諮問事項 1、委員会のインターネット中継については見送ることとし、来期への申し送りとしたい。ついでには、各会派で委員会のインターネット中継に関する事項で来期に申し送りたい事項があれば、10 月 31 日までに事務局に提出してほしい。それを事務局が整理して、議長に委員会として答申としたい。この件についてはこれでよろしいか。

全 員 了 承

(2)【議長諮問事項 2】意見交換会について(資料 2)

【木村委員長】 事務局より説明を求める。

【議事担当係長】 資料 1 の裏面の議長諮問事項 2、意見交換会についてをごらんいただきたい。前回の会議において今後の意見交換会の開催方法など、その方向性について協議を行う旨を説明し、委員長より意見交換会について各会派内であらかじめ統一した意見を次回の会議で述べてほしいとの話があった。参考資料として、資料 2、大和市議会意見交換会実施要領を添付している。

【木村委員長】 各会派でまとめてもらった意見を出してもらいたい。

【河崎委員】 神奈川ネットワーク運動では、意見交換会については、団体からの申し入れで開催するのではなく、団体に所属していない方々が参加できる意見交換会を議会として開催すべきと今までも話してきた。10 月も近づ

いており、早急に企画して今年度中に少なくとも1回は開催すべきと考えている。

【宮応委員】 日本共産党の意見として、たとえば、議会側が各常任委員会ごとに、この団体と意見交換をしてみたいという希望を出すようにしたい。議会側からの発意で、常任委員会単位で1年間に必ず1、2回は意見交換会ができるようにしたい。

【吉澤委員】 公明党では、すでに1度開催している厚生常任委員会以外の常任委員会についても、消防や施設の利用料金についてのテーマを決めて、意見交換をしたい団体に投げかけを行ってみてはどうかとの意見である。4常任委員会が少なくとも年1回は開催するべきだと思っている。団体からの申し入れでは、対象となる常任委員会に偏りが出ると思われるので、議会のほうからも積極的に投げかけを行うべきである。

【中村（一）副委員長】 皆さんの意見に賛成であるが、既に9月末であり、10月は各常任委員会の視察の予定があるので開催は難しい。11月後半は議会が始まり、12月は議会月で開催が困難である。年明けは正月を過ぎれば、すぐ2月には定例会である。皆さんの考えでは、その中で年度内に開催することを前提に話をされているのか。

【河崎委員】 神奈川ネットワーク運動はそのように考えている。

【吉澤委員】 公明党は今後の年間を通じてのこととして話をした。今、意見されたように今年度は期間も短いので厚生を除く3常任委員会全て開催するのは大変だと思っている。基本的に1年間で4常任委員会が意見交換会を開催することを提案した。

【河崎委員】 どのような団体を想定しているのか伺いたい。神奈川ネットワーク運動では、広く一般市民を対象とすることを意見として言っている。日本共産党と公明党は、ある程度相手を指定することを前提としているのか。

【宮応委員】 河崎委員の言うように、決めたテーマに関心のある方との意見交換を行うことがあってもよい。文教市民経済常任委員会であれば、PTA連絡協議会や、団体ではなく、いじめなどで困っている方という呼びかけであってもよい。意見交換会がスタートしたばかりであるからこそ、年度内に実施したい。まずは初年度であるので、半年しかないがやろうと思えば開催できると思っている。

【吉澤委員】 公明党も団体に限るわけではなく、テーマを具体的に決めて、地域限定で自治連の方や、地域の方々とで行ってもよいという考えである。団体については投げかけをして相手の意向も確認する必要がある。テーマを決めることで対象となる常任委員会も決まってくる。

【河崎委員】 今の話からは、団体としてPTA連絡協議会、自治連が例としてあがった。テーマでは、いじめや中央林間街づくりビジョン、防災などが思い当たる。

【宮応委員】 商業活性化や商店会長会といったものも考えられる。

【木村委員長】 限定することなく幅広くテーマや団体で考えていきたいと

の意見であると理解する。

【河崎委員】　そういう意味では常任委員会ごとという考えか。

【吉澤委員】　こちらから投げかけをしたほうが意見交換会の開催がしやすいと考えている。

【中村（一）副委員長】　どちらかの団体から申し入れがあれば、年度内に行う。各常任委員会も委員会で協議して正副委員長を中心に話をまとめてもらえるのであれば、それを否定するものではない。一度、この議会改革実行委員会で意見交換会を行ってみてはどうか。議会改革をテーマとすれば、市民の方も意見を述べやすい。議会基本条例検討協議会の時も意見交換会で大勢の方に来ていただいた。議会基本条例が施行されたので意見交換会があり、次の段階として条例施行後に発足した議会改革実行委員会が議会改革について協議をしており、これならばこの委員会でテーマと開催を決定できる。委員会中継の協議でもかなりの時間を要したので、この話をするだけで3月になってしまえば何もできない。

【河崎委員】　その場合、委員会中継をぜひ行ってほしいという意見が出てきたらどうするのか。

【木村委員長】　委員会中継については先ほど結論が出ている。参考として聞くことになるだろう。

【中村（一）副委員長】　委員会中継だけではない。議会改革についてさまざまな意見を持っている方がいる。委員会のインターネット中継についてだけの意見を聞くわけではない。議会改革全体に関する意見を聞く機会にすればよいのではないか。

【宮応委員】　常任委員会ごとの提案をしたのは、全ての議員が必ずどれかの委員会に所属おり、主催者の一員として公平に何らかの形でかかわるということで常任委員会の開催にこだわりたい。本委員会で実施することを否定するものではない。開催しやすいという理由も理解するが、常任委員会での開催が終わった後で考えていただきたい。

【中村（一）副委員長】　常任委員会ごとの開催を否定するものではなく、これからはそのように開催してもよいと思う。ただ半年程度しか残されていない期間の中で定例会や視察など、予定が立て込んでいる中でできなかったら、何もしなかったという結果になることを避けたいので提案した。

【河崎委員】　中村副委員長の意見もよいと思うが、議会基本条例の際の意見を聞いていて、条例以外に話が及んだ。そういうことに再びならないか危惧している。

【中村（一）副委員長】　もちろん、危惧される場所である。意見交換会に来る方が、どのような意識や意見を持っておられるのかはわからない。偏った考えの方たちが集まって、少人数ではあるが声が大きく、力強い意志を持った方だと会議を先導してしてしまうような難しさはある。しかし、それは意見交換会に共通した問題で、それを我々がどのように受け止めていくのかということも議会改革である。

【吉澤委員】 気持ちは理解するが、各常任委員会で1回は開催したいという思いがある。全ての議員が意見交換会を経験しないで、本委員会の意見交換会の実施をすることはもう少し後のほうがよい。開催を反対はしない。開催時期の問題である。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまととしては、厚生常任委員会が開催した現状から、他の委員会で開催することを基本としたい。

【木村委員長】 厚生常任委員会の場合は、団体からの希望を受けて開催したが、団体からの申し入れがなければ、その年度内に議会側から常任委員会ごとに計画して、関係先に意見交換会を申し入れるということが4会派からはほぼ同じ意見として提案された。それについて、明るいまらい・やまとの考えはどうか。

【赤嶺委員】 厚生常任委員会の意見交換会を終えて検証を進めている段階であるが、まずはこの取り組みを継続して、出てきた課題などを解決し、将来的には常任委員会ごとに外へ働きかけていく必要もある。厚生常任委員会の意見交換会が終わったばかりで、反省点もまとめきれていない現状で、すぐに別の委員会が出ていけるのか。課題も多いと思う。まずは現状のやり方で他の常任委員会がやってみてはどうか。

【木村委員長】 公明党からの意見では、厚生常任委員会のように団体から必ず申し入れがあるとも限らない中で、他の常任委員会では議会側から団体に意見交換会の投げかけをしてみてもどうか、少なくとも年1回は各常任委員会が意見交換会の場を設けてはどうかということであるが、それについてはどう考えるか。

【赤嶺委員】 それについては反対するものではない。

【中村（一）副委員長】 もし厚生常任委員会を除く3委員会がこれから年度末までに意見交換会を開催すると決まったときには、スケジュール的にどうなのか。きょう決定された場合は、この後に代表者会に諮るのか。

【事務局次長】 先日の社会福祉協議会との意見交換会のような形を想定して、他の常任委員会も1回は開催したいということによろしいか。

【木村委員長】 こちらから団体に働きかける方法で考えたい。

【事務局次長】 それならば、議会だよりで不特定多数の方への呼びかけをすることなく、相手団体とのスケジュール調整と会場の確保が整えば、短期での実施は可能であると考ええる。

【中村（一）副委員長】 委員会での協議は必要ないのか。

【事務教次長】 それは必要である。委員会ごとに協議の場を設けていただき、最終的な決定は代表者会で決定していく。今後、視察時期を迎えるが、いずれかの日程で委員会ごとに調整して意見交換会を行いたい団体を決めることは必要である。

【中村（一）副委員長】 各常任委員長への依頼は本委員会から行うのか。

【事務局次長】 代表者会に報告をして、委員長に依頼することになると思うが、全会派が本委員会に出席しているので議長が把握をして将来的に1月

の議会前の最初の代表者会に議題とするにしても、各委員会で先んじて調整しておく時間差程度は許容されると思われる。

【中村（一）副委員長】 話し合いばかりが長くなって意見交換会の実施が間に合わなくなることは避けたい。

【宮応委員】 話し合いが長くなることはないと思う。

【事務局次長】 例えばスケジュールは、この後、本日の会議の様子を議長に報告して議長から各常任委員長に 11 月 19 日の代表者会に委員会のほうから能動的に声がけをしたい団体の選定結果を報告できるかと思う。

【河崎委員】 委員会視察の時期を迎えるので、その際に常任委員会ごとに団体を選定してはどうか。例えば、文教市民経済常任委員会であれば商工会議所との意見交換を協議して決め、相手方との日程調整で 11 月や来年 1 月に開催できるように話を進めてはどうか。

【事務局次長】 先だって委員会でそのように動くということを議長が把握し許可をもらえれば河崎委員の言うような下準備は可能である。最終的には代表者会で、このように決めたと報告する流れはつくることになる。

【赤嶺委員】 今の話は団体等から委員会に対して意見交換会の申し込みがない場合に、委員会のほうから団体に対して意見交換会を打診するというものと理解してよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎委員】 それもあるが、テーマを決めて広く市民に呼びかけるということもあるという話である。ただし、広く呼びかけるには時間がかかるので、団体に打診する方法であれば比較的容易にできるのではないかということである。

【赤嶺委員】 意見交換会については、現状で市民にあまり浸透していない。厚生常任委員会ではすでに 1 度意見交換会を行っており、希望する団体から委員長である私のほうに声がかかっており、申し込み方法についても伝えている。まずは市民に向けて発信することが大事ではないか。意見交換会ができると分かれば、希望する団体はあると思う。まずは周知をし、それでも申し込みがないのであれば、議会側から働きかけるのが順序ではないか。

【宮応委員】 順序ではなく、市民からでも議会からでも意見交換会の実施を呼びかけるのはよしとし、いつでも両方から実施可能としたいというのが日本共産党の意見である。

【中村（一）副委員長】 協議はできるが議論を深めるとすぐにいろいろな意見が出てくる。3 月まで時間がない中で議論ばかりで終わってしまっただけはいけない。だからこそ、まず本委員会で意見交換会を実施しようと提案した。テーマも議会改革の中から絞ってもいい。協議はここだけでできる。それを各常任委員会で協議をするとなると時間がかかる。

【宮応委員】 委員会での協議に時間がかかるとは思えない。

【中村（一）委員】 明るいまらい・やまとは議会側主体で意見交換会を開催することには反対なのか。

【赤嶺委員】 反対ではない。ただ、まずは市民に周知をして意見交換会を受け付ける。それでも申し込みがない場合は議会側から働きかければよい。意見交換会が連続したり、重複するのは大きな負担になる。どちらの方法も議会として取り組む必要はあると思うが、順序としては申し込みに対応し、申し込みがない場合には議会側から働きかけて、年間の目標開催数にむけて取り組んでいくほうが現実的である。

【木村委員長】 基本的には皆さん賛成のようなので、最低年間1回は各常任委員会で意見交換会を行うこととする。ただし、今期については、残された期間の中で、対応できる委員会と時間が足りずに対応できない委員会が出てくることも考えられる。

【宮応委員】 すでに意見交換会を開催した厚生常任委員会の長として、赤嶺委員は残された期間の中で他の3常任委員会も意見交換会を実施したほうがよいという考えか伺いたい。

【赤嶺委員】 申し込みがあって開催が可能であればやったほうがいい。期限を区切って、それまでに申し込みがなければ議会から実施する動きがあってもよいと思う。

【中村（一）副委員長】 具体的には、きょうの本委員会で常任委員会ごとの開催が決定したら、木村委員長のほうから各常任委員会の委員長に伝えてもらえるのか。

【木村委員長】 まずは議長に決定事項を報告し了解をもらう。その後、河崎委員が先ほど意見されたように、各委員会の視察時に協議をして詳細を決めてもらうこととしたい。

【中村（一）副委員長】 それならば、10月末までには各委員会の内容が決まってくる。それから各団体への働きかけを始めるのか。

【事務局次長】 定期的に開催する各派代表者会が11月19日になるが、各委員会で動くとなると1回は各派代表者会の開催が必要となると思う。

【中村（一）副委員長】 一番早くて11月19日か。

【事務局次長】 12月定例会前に定期で開催される各派代表者会が11月19日である。それでは遅いということであれば、各常任委員会の視察が終わる10月末か11月初旬に1度各派の代表者に集まっていただき、進め方を決めていく。

【中村（一）副委員長】 それも全会一致でなければならないのか。そこで代表者の1人でも意見が異なれば話が潰れてしまう。

【宮応委員】 話し合ってみなければわからない。まずは代表者会で協議することである。

【中村（一）副委員長】 それで何度も話が潰れているので確認しておきたい。せっかく長時間かけて詰めた話が最後の代表者会で潰れている。

【宮応委員】 ここで反対者がいるのか。

【中村（一）副委員長】 きょう、ここに来ていない方もいる。

【宮応委員】 ほとんど来ている。皆、賛成である。

【中村（一）副委員長】 私自身、反対をしているわけではない。現実の話をしている。仮に11月初旬の代表者会にかけて反対者がいなかったとすると、そこから団体に働きかけをするのか。11月末までに申し込みがなかったら、次に12月に各常任委員会委員が働きかけを始めるのか。仮に1、2月に意見交換会を実施するなら、実施日から逆算して日程を組んでみないとイメージできない。間に合わない場合も考えられる。11月実施の意見もあったが実質不可能である。

【鳥淵委員】 中村副委員長の危惧するところもわかるが、本委員会で実施を決定したとしても、まずは各会派の代表者に報告し、その上で承認をもらわなければならないことだと思う。臨時的に11月初旬までに代表者会を行い、遅くとも来年1月中には各委員会で意見交換会を開催していく逆算することとなる。

【中村（一）副委員長】 1月に意見交換会を実施することを合意して、それに基づいて逆算して日程を考え、今期中に実施することでよい。

【吉澤委員】 公明党も党として、いろいろな団体と意見交換を行っているが、相手が決まれば1週間程度の調整で日程も決まってしまう。代表者会で確認さえ取れば、各常任委員会委員長に話を伝えればよい。まずは方向性を決めることである。

【赤嶺委員】 9月議会の内容を掲載した議会だよりの発行、現行の締め切りはいつか。

【議事担当係長】 発行は11月1日、10月上旬には原稿の締め切りとなる。

【赤嶺委員】 最終締め切りまでにある程度の合意が諮れるのであれば、意見交換会の募集記事を掲載してはどうか。本委員会から議会報編集委員会に依頼できないか。

【事務局次長】 募集の対象は団体か不特定多数の市民になるのか。

【赤嶺委員】 特定の団体等との意見交換会をしたい旨の募集記事掲載も1つの方法ではないか。

【事務局次長】 厚生常任委員会で行った第1回の意見交換会の会議録等は、所見がまだ作成中のため公開はしていないが、これが公開されて市民の皆さんに見ていただけるようになれば、周知につながると思う。次号議会だよりに、第1回の意見交換会が実施されたという記事の掲載を担当者レベルでは考えている。そこに募集記事をあわせて掲載することは可能であると思う。

【赤嶺委員】 周知を図るツールを活用しながら、申し込みが来るような取り組みを行っていく必要もあると思う。

【木村委員長】 11月19日の各派代表者会に諮ってはどうか。

【事務局次長】 中村副委員長の言われるように、代表者会に諮って結果が覆ったらどうなるかを危惧すれば日程は早いほうがよいが、各会派から本委員会に委員が選出されているので、この点については代表者会で結果が覆ることはないことをある程度担保していただき、早目に候補の団体を議長の手元に知らせておければ、ある程度、先立った調整は可能かと思う。最終的に

代表者会では対応する議員の範囲や要領に定められている内容を決めていただくこととなる。

【木村委員長】 11月19日以前には代表者会は開催しないということである。

【赤嶺委員】 今までの話は厚生常任委員会以外の、まだ意見交換会を実施していない委員会の話であるが、例えば、厚生常任委員会で2回目の意見交換会の申し込みがあった場合に議会として対応していくのかどうかを確認したい。

【事務局次長】 要領がある以上、申し入れがあれば代表者会の決定を経て、開催するのは当然の流れである。

【赤嶺委員】 代表者会の決定次第と理解してよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【木村委員長】 仮に、厚生常任委員会で10月末や11月に申し入れがあっても、代表者会開催前の実施は難しい。

【事務局次長】 臨時に代表者会を開催して決定を行うプロセスを経なければ、11月19日以前の意見交換会の実施はできない。

【赤嶺委員】 意見交換会の実施日が代表者会の開催日以降なら可能なのか。

【木村委員長】 確定するのは11月19日の代表者会となる。

【宮応委員】 まず申し入れを受けた委員会が実施したいかどうかの意思が最初である。11月19日の代表者会で決めることとなれば、すでに定例会直前であり、年内開催は難しくなる。臨機応変に対処したほうがよい。議長はそのような采配を振るうと思うし、代表者が集まらなくとも持ち回りということも考えられる。そうでなければ、そういった申し入れがあっても結局は年明けになってしまう。

【事務局次長】 早目にということであれば、11月5日に議員研修会があるので、この前後に代表者に集まってもらうという案もある。

【赤嶺委員】 申し込みがあって、代表者会で開催が全会一致で決定されれば開催できると考えてよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 代表者会で全会一致でなかったら、開催はできないということではよいか。

【事務局次長】 あくまでも代表者会の協議による。

【河崎委員】 赤嶺委員から次の申し入れがあるような話しであるが、どのような団体から話があったのか。

【赤嶺委員】 確定した話ではないので、この場で申し上げるのは差し控えたい。意見交換会の制度をお話したら是非やってみたい、申し込み方法を教えてほしいとの話を受けた。

【木村委員長】 いつ申し入れがあるのか定かではないのか。

【赤嶺委員】 それはわからない。

【宮応委員】 意見交換会の制度がないときには市民団体から、各会派に会合の日時が伝えられて都合がつけば参加していた事例はある。介護保険や障

がいをお持ちの父母の団体などの福祉団体からは年に何回かあった。

【赤嶺委員】 意見交換会の出席議員について、第5条で定められている。常任委員会の話をしてきたが、全議員参加の意見交換会について否定をしていないと思う。規模等を考えて全議員が参加する意見交換会の実施についてはどう考えればよいか。

【事務局次長】 第5条第4項で議長が全議員の出席が必要だと認めた場合には、議員全員参加の意見交換会ができると考える。

【中村（一）副委員長】 各常任委員会が意見交換会を実施する話が決まった。それを委員長から議長に報告してもらい、議長から各常任委員長に伝えられ、その後11月19日の代表者会で諮ると考えてよいか。

【事務局次長】 流れは今言われたとおりである。

【中村（一）副委員長】 各常任委員長はその話を受けて、委員会視察の際にどのような団体と意見交換会をするか話し合いをして、11月19日の代表者会で了解が得られたら、話を各団体に投げかけて調整がつけば意見交換会を実施するという流れでよいか。

【事務局次長】 言われたとおりの流れになろうかと思う。

【宮応委員】 今のは定例で決まっている代表者会議での流れで、11月5日に議員研修会の際に代表者会を開催することも可能だと考えてよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【木村委員長】 意見交換会についてはきょうの話に沿って進めていくということによろしいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 事務局には本日の議事録が出来次第、速やかに配付してほしい。

【事務局次長】 議事録作成の後、正副委員長の承認を得て、事務局から議長に説明をして内容を承知していただければそれでよろしいかと思う。

【山本委員外議員】 藤沢市議会では議会報告会、意見交換会という形で定期的に開催をしている。催事の際にティッシュなどに議会報告会がある旨のお知らせをつけて配付している。先ほど市民に広く周知をするとの話題になったが、こういった方法が隣の市で行われているということを皆さんがたに知っていただきたい。情報提供である。

【事務局長】 藤沢市では議会報告会と意見交換会がセットになっていて、意見交換するために議会報告をし、それで意見交換をしている。議会のほうから、日時と場所を指定して昼夜、議員を分けて4回行っている。全ての委員会資料を配付し、委員から市民に情報提供をした上で、意見交換を行っている。

【木村委員長】 ほかに意見がなければ意見交換会については以上で終了する。

(3) その他

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【事務局次長】 次回に向けて資料を配付したい。(資料3-1、3-2を配付)

【木村委員長】 配付された資料3-1、3-2について事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 資料3-1について説明する。今回のテーマは、議員提出による条例提案のルールについてである。2年前に(仮称)大和市商業振興条例を新政クラブで検討中との報告があり、パブリックコメントを募集するのに議会のホームページ利用をどう考えるかが協議された際に出た話である。平成24年7月30日に市長名で「(仮称)大和市商業振興条例の内容に対する意見について(回答)」という文書で議長あてに頂戴した。その文書中に基本的事項として以下のことが述べられていた。「政策条例は、市民生活に直接影響を及ぼす重要な定めとして位置づけられることから、その提案にあたっては、議会が合議体であることを踏まえ、議会の意思として本来提案されるべきものであると考えていること。」、「広く市民の意見を聴くために、大和市民参加条例に準じた市民参加手続きを実施することが重要であると認識していること。」、「広範な議論や市民参加を経て、議会の意思として提案された条例案が成立した場合は、市は執行機関として、条例の効果的な運用を行い、その実効性を確保していくことが求められることを認識していること。」、「上記のために、条例案を検討する段階から、市の関係部署との事前の協議・調整などを議会が行うことも肝要であると考えていること。」、「現在、「議会基本条例検討協議会」において、議会改革、議会活性化に関する検討が進められていると聞き及んでいることから、この機会をとらえて、議会において政策条例を提案される場合のルールを明らかにすることを強く要望すること。」という回答が約2年前に市側から寄せられた経緯がある。これについて、平成24年11月2日の代表者会において、(仮称)大和市商業振興条例での調整経過を参考にして「議員提出による条例提案のルール(事務局案)」が提示(資料3-2)され、各会派へ持ち帰り、検討した後、この当時の次の代表者会で取りまとめることで了承されたが、表現方法も含めて事務局預かりとなった経緯がある。

【木村委員長】 これは現在も結論には至っていない。各会派に持ち帰ってもらい、結論が出るように会派内で協議してもらいたい。

【事務局次長】 補足すると、2年前の代表者会で資料を作成して提示したが、例えば「当該条例の必要性を市側が認めた場合には法令審査を行う」などの記載が、本来議決機関でありそれが議決されたら執行するのが当然の市側が運用しないと解釈されるものが含まれており、この文言ではいかなものかということが当時問題となった。事務局で適切な表現が見つからず、そのままになってしまった。市側も二元代表性の一方であるので、そのような表現にしていると当時の会議録から整理している。民間法令審査機関という

のは、具体的には株式会社ぎょうせいがそれを行える唯一の機関である。本年5月に再度業務内容を確認し、見積書も取得している。このような形でルール化が図れば、具体的に使っていけると考えている。

【宮応委員】 この当時の代表者会議の会議録がほしい。

【事務局次長】 委員全員に配付する。

【赤嶺委員】 市側の条例提案する際の流れを示した資料を参考としていただきたい。市側が条例提案をする場合にどういった事務手続きをしているのか知りたい。

【事務局次長】 総務課に確認し、既存の資料があればお示しできる。少なくとも1定例会前の期間中に各担当課から議案を締め切り、3カ月間程度かけて法令審査等を行っている状況であると聞いている。

【赤嶺委員】 およその流れは把握しているが、市側の手順を参考にしながら、議会案を考えたいので資料をお願いしたい。

【事務局長】 市側では経営会議という会議があり、次長の説明にあったような協議をしている。経営会議の前には調整会議があり、関係部内の部長や課長が説明をしている。その後の修正等を経営会議で全ての部長が集まって意見交換している。その中で若干の修正等もあるが、かなり綿密に行われている。それ以前の担当レベルからのフローを提示できればと考えている。

【中村（一）副委員長】 経験からお話しすると、法令審査というよりも大事なのは大和市の他の条例との整合性である。法律的な文言についての指摘がされるのはわかるが、大和市の数ある条例との整合性が取れているのが民間の審査機関でわかるのか。やはり、市の法制担当しかわからないところがあるので、そういった協力を得なければ難しい。資料3-2にあるとおり、条例の成立が見込まれるものであれば、執行する側である市側も困るので、市側から打診してくるものだと思う。条例が成立してしまえば、執行しないわけにはいかず、他の条例との整合性がない条例が成立してしまうと困るのは実は市側である。それをどのようにルールの中に表現していくかである。それを記載したのがこの当時の代表者会の資料であると理解している。これをこのままルールとして掲載するのはいかななものかというところである。

【宮応委員】 こういう条例提案のルールをつくとなると、本来は議会事務局に法制担当を置くということが必要になってくるのか。市の条例間の細かなかわりなどは、市の法制担当でしかわからない。議員提出による条例提案となると議会事務局にも法制担当が必要ではないのか。

【事務局次長】 必要であると認識しており、要員の要求では、法制を担当できる職員を要望しているところである。ただし、先の総務常任委員会での説明のとおり、全庁的な職員配置の状況などが勘案され、実際には受け入れられていないというのが実情である。本来、議会事務局職員が有していなければならない能力の一部をこのようにして補っていく。法律間の整合性よりも、条例との整合性は市の法制担当しかわからない部分であるので、なるべくルール化して市の法制担当を巻き込んでいける裏づけをいただきたいと考

えている。

【河崎委員】 配付資料をもとにしてルール化を考えていくのか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎委員】 条例ごとに会派によって賛否が分かれるケースも考えられる。そのような場合でも、パブリックコメントは議会として実施をし、提案会派が条例案の修正等をして、最終的に議決時に結果として賛否が分かれることもあるという理解でよいのか。

【事務局次長】 賛否が分かれるものであっても、その流れで検討していただく。議会のホームページをパブリックコメントで使用するかどうかは、その都度、代表者会に諮ることとなっているが、これをルール化して流れの中でパブリックコメントを行っていくこととしたいと考えている。

【赤嶺委員】 資料は条例改正の場合にもあてはまるのか。

【事務局次長】 新規条例を主にして想定した資料である。提出された条例の一部改正などは、この流れとは別になると思う。既存条例の一部を改正する条例などはこのフローの流れを用いて提出することは可能と考えている。また、修正動議等は間に合わないと思うが、条例の一部改正案も新規条例と同様に扱うと考えている。

【赤嶺委員】 パブリックコメントは資料上では必ず実施をするように思えるが、全ての条例案がパブリックコメントを行う必要があるのか。

【事務局次長】 資料のフロー図は現段階ではまだ提案程度のもので、各派代表者会の判断を加えてはどうかなど、今後ご提案いただきたい。

【木村委員長】 次回は 10 月 17 日になる。事務局には要望のあった資料を準備してもらい協議をしていきたい。ほかに意見がなければ本日はこれで終了する。

午後 2 時 15 分 閉会